

おおの商品券 払戻しのご案内

大野市商店街振興組合連合会発行の商品券は、令和3年10月24日をもって取扱いを終了させていただきました。

これに伴い、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき払戻し手続きを行いますので、未使用の商品券をお持ちのお客様は、期限内に払戻しのお申し出をいただきますようお願いいたします。

1. 払戻し対象となる商品券 おおの商品券(500円券)

2. 払戻しの申し出期間

令和3年10月25日(月) から 令和3年12月28日(火)

受付時間 午前9時から 午後5時(土、日、祝日は除く)

※上記期間内に申し出されない場合は、本払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

3. 申し出・払戻しの方法

大野商工会議所内、大野市商店街振興組合連合会の受付にてご用意しています「払戻し申出書」に必要事項をご記入の上、お手持ちの商品券とともにご提出ください。当日現金にて払戻しいたします。

お問い合わせ先

大野商工会議所内、大野市商店街振興組合連合会事務局

〒912-0083 大野市明倫町3番37号

TEL 0779-66-1230

FAX 0779-65-6110

